

令和6年度 社会福祉法人あしーど事業計画

1) 障害者総合支援法に基づく生活介護事業

事業所名 **デイセンターはみんぐ**

■目的 重度障害のある方の日中活動を支援することを目的とする。

■実施内容

- 1 開 所 月曜から金曜（祝日、夏季休業、年末年始を除く）
- 2 開所時間 午前8時15分～午後5時00分
- 3 受入時間 午前9時30分～午後4時00分
- 4 職 員 所 長 1名（サービス管理責任者）
副所長 1名（支援員を兼務）
支援員 13名（男性4名・女性9名 内、支援員兼看護師4名含む）

運転士 3人
栄養士 1名
調理員 1名
- 5 活 動 ①日中活動の支援
料理、創作、運動、音楽、個別の各プログラムを柱に、月1回のレクリエーション、季節の行事を取り入れて活動する。
個別支援計画による目標を意識した支援の提供。行動障害のある方の支援のスキルの向上。地域交流の場の構築の検討。
②社会参加の支援
目的を持ってのグループでの外出に取り組む。
③家族の支援
入浴、食事提供、送迎、利用者・家族の同意に基づく医療ケア等。
④実習生の受け入れ
皆生養護学校、境港総合技術高等学校、その他の学校の実習計画により、年間2回以上・1日から2週間の実習を受入れる。
⑤ボランティアの受け入れ
高校生、社会人の希望者を県社協を通じて受け入れる。
⑥地域貢献としての啓発活動
小学校高学年を対象に車いす体験等を行う。
- 6 利用者数 登録者30名（西部圏域29名、安来市1名）
1日あたり約17名の利用定20員
年間延べ約3,974人利用（令和5年度実績）
- 7 開所日数 年間235日（令和5年度実績）
- 8 利用料 障害者総合支援法に基づく自己負担額
現在契約の方はすべて負担なし。

■昨年度に利用者が2名増加したのに対し、職員の退職が2名あり体制的に厳しい状況が続いている。新年度に向けて職員の確保が課題となっています。

新年度は、引き続き感染対策や事故に気を付け、安心して安全、かつ積極的な日中活動を行っていききたい。また、今後も新しいプログラムも取り入れ利用者に楽しんでいただきたい。職員の連携を深め、モチベーションを高くして利用者に関わっていききたいと考える。職員の確保や事業所のアピールにも力を入れていききたいと考えています。

2) 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業

事業所名 ヘルプサービスぽけっと

(1) 居宅介護事業

■目的 重度の障害のある方が、地域で暮らし続けることが出来るよう支援することを目的とする。

■実施内容

- 1 運営時間 事務所 月曜から金曜（祝日、夏季休業、年末年始を除く）
午前8時15分～午後5時
事業 24時間 365日対応
- 2 職員 所長 1名（ヘルパーを兼ねる）
専任ヘルパー2名（女性1名 男性1名）
兼務ヘルパー13名（女性5名 男性6名）
内、サービス提供責任者1名
- 3 提供サービス 居宅介護（身体・家事・通院）、行動援護
- 4 利用者 居宅・通院18人（米子15人、境港1人、大山1人、南部1人）
行動6人（米子4人、境港2人）
- 5 利用料 障害者総合支援法に基づく自己負担金

(2) 移動支援事業

■目的 重度の障害のある方の外出を支援する事を目的とする。

■実施内容

- 1 運営時間 事務所 (1)に同じ
事業 (1)に同じ
- 2 職員 (1)に同じ
- 3 提供サービス 移動支援
- 4 利用者 22人（米子17人、境港2人、大山1人、南部1人、日吉津1人）
- 5 利用料 市町村が定める自己負担金

事業所名 アシスタントサービスぽけっと

(1) 重度訪問介護事業

■目的 重度の障害のある方が、地域で暮らし続けることが出来るよう支援することを目的とする。

■実施内容

- 1 運営時間 事務所 (1)に同じ
事業 (1)に同じ

- 2 職員 所長 (1)に同じ
専任ヘルパー1名(女性1名)
兼務ヘルパー6名(女性6名)
内、サービス提供責任者1名
- 3 提供サービス 重度訪問介護
- 4 利用者 2人(境港市2人)
- 5 利用料 障害者総合支援法に基づく自己負担金

■令和6年度も生活介護事業との職員の兼務による運営を引き続き行う。
ヘルパー会議等を通じて職員相互の連携に努め、所内研修、事例検討等により、事業所全体でスキルアップを図るよう努める。

職員の退職が続く中ではあるが出来る限り、新しいニーズをお受けし、障害の方の地域移行や地域生活の充実に貢献したい。

3) 障害者就業・生活支援事業

1 事業所名 障害者就業・生活支援センターしゅーと

■目的 障害のある方の就労と、それに伴う生活を支援することを目的とする。

■実施内容

- 1 運営時間 月曜から金曜（祝日、夏季休業、年末年始を除く）
午前9時00分～午後5時45分
必要に応じて時間外にも対応
- 2 職員 所長（就労担当支援員兼務）
副所長（主任就労担当支援員兼務）
主任就労担当支援員 1名（厚生労働省委託）
就労支援担当支援員 5名（同上）
職場定着支援員 1名（鳥取県委託・雇用政策課）
職場開拓支援員 1名（同上）
生活担当支援員 1名（鳥取県委託・障がい福祉課）
発達障害就業・生活支援員 1名（同上）
就労移行等連携調整事業 1名（同上）
事務員1名（厚生労働省委託、鳥取県委託・雇用政策課 各1/2人）
- 3 提供サービス 就労と生活にかかる相談支援、就労支援
- 4 利用料 無し
- 5 利用者数 1310名（内、新規登録予定者100名）
- 6 その他の委託事業
一般就労移行ネットワーク会議事業（鳥取県委託・障がい福祉課）
発達障がい者ネットワーク会議事業（鳥取県委託・雇用政策課）
実習実施業務（同上）
職業準備性を高めるテキスト普及事業（同上、後述）
- 7 委託額 63,212千円（見込み）

■目標と課題

平成15年1月に開始したこの事業については、地域の就労支援の中核となる機関としての役割を果たすことが期待されている事業である。ハローワーク、職業センター等の就労支援機関と連携しつつ、登録した支援対象障害者の相談に応じて、それぞれに相応しい仕事、職場にマッチングさせ、定着させていく取り組みや、また地域のネットワーク構築の取り組み等、幅広い活動が期待されているものである。

令和6年度については、例年通り基本的な事業の実績を上げる（相談件数、実習件数、就職件数、定着率等）ことに加えて、昨年と同様、「医療機関との連携」、「就労移行支援の充実」、「就労アセスメントの強化」、「職業準備性を高める支援の普及」に力を入れて取り組みたいと考えている。

4) 相談支援事業 市町村より委託される障害者相談支援事業
障害者総合支援法に基づく計画相談支援等の事業

事業所名 障害者生活支援センターすてっぷ

(1) 障害者相談支援事業

■目的 障害のある方の相談に応じ、障害福祉サービスの利用援助、地域移行の生活の支援を行うことを目的とする。

■実施内容

- 1 運営時間 事務所 月曜から金曜（祝日、夏季休業、年末年始を除く）
午前9時～午後5時45分
また、必要に応じて時間外にも対応
- 2 職員 所長1名（相談支援専門員兼務）
副所長1名（相談支援専門員兼務）
相談支援専門員 2名
介護職員兼事務員2名
- 3 提供サービス 市町村相談支援事業（委託）
計画相談支援、障害児相談支援
地域相談支援
障害支援区分認定調査（委託）
- 4 利用者 683名（うち、計画相談利用者150名、地域移行1名）
- 5 利用料 なし

(2) 地域生活体験事業

- 1 運営時間 事務所 月曜から金曜（祝日、夏季休業、年末年始を除く）
午前9時～午後5時45分
また、必要に応じて時間外にも対応
- 2 職員 支援員1名（兼務）
- 3 提供サービス 在宅または、施設や病院に入院、入所中の方の自立を目指した宿泊体験を支援する。
- 4 利用者 8名
- 5 利用料 1,500円

■目標と課題

市町村相談支援事業（委託相談）は引き続き米子市、日吉津村、大山町からの委託を受けることになる。委託相談としては、相談支援の質の向上に向けた取り組み（各種研修講師、特定連絡会において事例検討の進行等）、また関係機関と連携を図りながら自立支援協議会への参画など地域づくりを意識し課題の解決に向けた取り組みにも力を入れていきたい。

計画相談については、相談支援専門員の補充に至っていない中で、今年度も昨年度並みの件数を維持するに留まっているが、地域生活への移行及び継続の支援に取り組み、障害のある方、一人ひとりの暮らしについて丁寧に向き合っていきたいと思う。計画的

なモニタリング等の実施については遅れることなく実施できるよう引き継ぎ計画的に体制を整え実施したい。

3名の相談支援専門員が主任研修を修了した。地域の中核的な相談支援事業所として、困難事例の対応や人材育成、地域づくり等にも積極的に関わり、相談支援体制の充実に貢献していきたい。

業務体制としては、引き続き人材の確保が急務となっている。それぞれの業務が円滑に実施できるよう体制を整えることが必要であると考えている。

職員の支援の質の向上については、必要な外部研修に参加するほか、所内で職員同士の支援を検証するなど、研修の時間を充実させ職員のスキルアップに努めたい。